

ながはまし農業委員会だより

《記事の内容》

- 農業施策に関する意見具申を行いました
- 農業経営に関する意向調査結果
- 農業委員会による農地パトロールを実施しました
- 農業労賃・農作業料金集計表
- 農地の貸し借りには法に基づく手続きを行いましょ
- 農業者年金に加入しませんか
- 農地を転用するには農地法に基づく手続きが必要です
- 田から畑へ転用される際は届出が必要です

編集・発行 長浜市農業委員会

〒526-8501 長浜市八幡東町632番地(長浜市役所本庁舎2階)

TEL:0749(65)6549 FAX:0749(65)1602

E-mail:noui@city.nagahama.lg.jp

市長へ

農業施策に関する意見

見直しを行いました。

長浜市農業委員会は10月15日「令和2年度農業施策に関する意見具申」を市長に行いました。この意見具申は農業者の意見や考えを市政に反映できるように、農業委員会を通じて皆様から寄せられた意見・要望などを取りまとめたものです。

主な内容については次のとおりです。



令和2年度

長浜市農業施策に関する意見具申

1. 担い手の確保と農業振興政策

○生産調整は米価の安定を図るために重要な取り組みであることから、従来型のブロックローテーションを堅持し継続できるように、支援の充実を図ること。また、集落単位だけでなく、生産者規模でのブロックローテーションに対しても、支援を広げること。

○新規就農者の獲得に向けては、農業機械やビニールハウスの貸付、研修制度の導入、定住に向けた住宅の提供(空き家活用)などその仕組み作りを進めること。

○小規模農地を耕作する農家に対する補助制度や幅広い支援が必要であり、その仕組みづくりを進めること。

○機械の更新に関しては、使いやすい融資制度等や、低料金の農業機械貸出し制度を、JA等と連携して新たに創出すること。

○人・農地プランについて、引き続き市委員会と連携し、積極的に地域に働きかけを行うこと。

○老朽化した圃場整備施設の修繕や布設替えを早急に行うこと。

2. 鳥獣被害防止対策

○防護柵の設置が市内全域で完了するよう関係機関が連携して対策を講じること。

○狩猟免許保有者の育成、捕獲した獣の焼却処理施設の設置、作業中の事故に対応する保険加入への援助、市による獣害対策器具の貸出など鳥獣害対策の充実を図ること。

3. 特産品振興策

○本市の基幹作物である米の価値と価格を高めるために米のブランド化につながる施策を展開すること。

また、農業経営の安定化を図ると同時に就業者・後継者の育成を図る観点から長浜産農産物のブランド化にも積極的に取り組むこと。

○湖北産米の評価を高めブランド化につながるためにも、食味コンクールを復活させること。

○環境こだわり米に対する交付金の一部廃止されたが、県や市により継続して支援を行うこと。

4. 遊休農地対策と農地の管理

○遊休農地が拡大しないよう関係機関との連携を高め、防止に努めること。

○夏場の草刈りのための、機械や資材の購入、作業の委託に対する支援を行うこと。

5. 地元農産物のPR

○本市農産物のPRをするため、SNS等を利用した情報発信をすること。

○子供たちに、地元で生産された、安心・安全な野菜を食べてもらうため、給食では、地場野菜を優先して使用されるような仕組みづくりを行うこと。

6. 国・県への要望について

○安定した農業経営のため、平成30年産米より廃止された直接支払い交付金を復活させること。

○今般の土地改良法の改正により新設された制度を活用して、県による基盤整備を促進すること。

○中長期的なビジョンに立った、一貫性のある農業施策を展開すること。

*市長へ提出しました意見具申は、農業委員会ホームページでご覧になれます



農業経営に関する意向調査結果

市内認定農業者と農地所有適格法人の皆さまにご協力をお願いしました農業経営に関する意向調査について、集計結果の一部をご紹介します。

皆さまからいただいた回答をとりまとめ、意見具申（P2）に反映させていただいております。

また「調査するだけではなく、結果を踏まえて実行に移すように」とのご意見も多くいただいておりますので、市内農家の農業経営が少しでも改善できるように、関係機関と協力して取り組みを進めてまいります。

～回答結果（一部抜粋）～

■あなたの農業の経営規模はどの程度ですか。

回答内容	2019 回答	2018 回答
1ヘクタール未満	8%	12%
1～10ヘクタール未満	60%	40%
10～30ヘクタール未満	24%	26%
30ヘクタール以上	8%	22%

■今後の農業経営をどうしますか。

回答内容	2019 回答	2018 回答
規模拡大	30%	31%
現状維持	56%	55%
規模縮小もしくは 廃業する	14%	14%

■「人・農地プラン」の制度をご存じですか。

回答内容	2019 回答	2018 回答
既に取り組んでいる	46%	43%
知っている	39%	38%
聞いたことがあるがよく知らない	12%	15%
知らない	3%	4%

【人・農地プランとは？】

農業が厳しい状況に直面している中で、5年後、10年後にも持続可能な力強い農業を実現するためには、基本となる「人」と「農地」の問題を、一体的に解決していく必要があります。

このため、それぞれの集落・地域において話し合いを行い、集落・地域が抱える人と農地の問題を解決するための「未来設計図」となるものが「人・農地プラン」です。

■後継者の目途はついていきますか。

回答内容	2019 回答	2018 回答
ついていく	34%	31%
ついていかない	66%	69%

■農業経営を継続するために必要なことは何ですか。（回答上位5位）

回答内容	2019 回答数	2018 回答数
米価の安定	229人	270人
機械更新への助成	223人	223人
農業労働力の確保	70人	64人
担い手の育成・支援	65人	74人
農産物のブランド化と販売戦略	55人	78人
農地集積化の促進	55人	66人
回答総数	786人	883人

■獣（サル・イノシシ・シカ等）による農作物の被害を受けていますか。

回答内容	2019 回答	2018 回答
受けている	35%	37%
受けていない	65%	63%

毎年行っている、農業経営に関する意向調査ですが、長浜市においても、耕作をされている方のうち、実に66%の方が、後継者について目途がついていないと回答されており、後継者の育成が急務であることが伺えます。

農業委員会による農地パトロールを実施しました。

長浜市農業委員会では、遊休農地の発生防止と解消に向けて、農地利用最適化委員会を設置し活動を行っています。

本年度は、7月29日から8月30日までの内15日間で、農業委員・農地利用最適化推進委員・行政のべ91人による長浜市内の農地パトロールを実施し、遊休農地を中心に農地がどのように利用されているのかの確認を行い、その結果に基づき所有者に対し利用意向調査を実施します。



農地パトロールの結果
遊休農地面積
(平成31年3月現在)

遊休農地 44.5ha

～耕作放棄地の解消に向けて～

農業者の高齢化に伴う離農や、獣害による耕作意欲の低下などにより、耕作放棄地の増加が懸念されますが、耕作放棄地はその土地だけでなく、周辺の農地にも悪影響を与えます。

また、美しい農村風景を損なうことにもつながります。

そのため、耕作放棄地の解消は、地主の責任だけに終わることなく、集落ぐるみで考えていきたい問題となっています。

これからも長浜市農業委員会は、地元とともに耕作放棄地の解消に向けて、取り組んでいきます。

遊休農地は放っておくと法的措置がとられます。

農地として利用が可能なのに遊休農地のまま放っておくと、法的手続きにより、その農地の固定資産税が約1.8倍に増えたり、他の農家に利用権を設定されたりすることがあります。

後継者がいない、将来が不安な方へ

農地中間管理事業を利用した、農地の遊休化防止と、担い手への農地の集積・集約による効率的な利用を考えてみませんか。

お問い合わせ先：滋賀県農地中間管理機構（公益財団法人 滋賀県農林漁業担い手育成基金）
TEL:077-523-4123 FAX:077-524-0245 e-mail shiganou@sepia.ocn.ne.jp
湖北地域のお問い合わせ先 滋賀県湖北合同庁舎4F TEL:0749-62-8998

農業労賃・農作業料金調査集計（令和元年8月1日調査）

先般、市内農業組合からご報告いただきました農業労賃・農作業料金について、集計結果を下記のとおりとりまとめました。今後の農業労賃・農作業料金の目安にして下さい。

作業内容		本年度料金 (平均額)	H27～30年度 (累計平均額)	単位
耕起から代掻きまで一貫		20,500 円	18,500 円	10a
耕 起 の み		8,400 円	8,100 円	10a
代 掻 き の み		9,000 円	7,900 円	10a
機械田植（苗代別）		10,200 円	9,700 円	10a
機械刈取（コンバイン）		20,100 円	19,400 円	10a
オペレータ賃金	トラクター	1,300 円	1,300 円	1時間
	田 植 機	1,200 円	1,300 円	1時間
	コンバイン	1,300 円	1,300 円	1時間
農 作 業 労 賃	男 性	8,100 円	8,600 円	1日
		1,200 円	1,200 円	1時間
	女 性	8,000 円	8,000 円	1日
		1,200 円	1,300 円	1時間

①本情報は、農地法第52条の規定に基づき、地域の農業労賃・農作業料金の
目安として提供させていただくものです。農業労賃、作業料金は当事者で十分
協議して設定して下さい。

②報告件数が10件以上であった項目（作業内容）を掲載しております。

③100円以下は四捨五入しております。



～農地の貸し借りには法に基づく手続きを行いましょう～

【農地法第3条による賃借】

- ・農地法に基づき、農業委員会の許可を受け、農地の賃貸借を行う場合は、契約期限が到来しても両者による解約の合意がない限り、原則賃貸借は解約されません。

【農業経営基盤強化法による賃借】

- ・農業経営基盤強化促進法に基づき、長浜市が定める農用地利用集積計画により設定された賃借権については、農地法の法定更新の規定を適用しないこととしておりますので、賃貸借の期間が満了すれば貸し手は賃貸していた農地を自動的に返還してもらえます。なお、農地の貸し手と借り手が引き続き賃貸借を希望する場合は、長浜市が再度、用地利用集積計画を作成・公告することにより再設定することができます。

【事業のメリット】

○借り手は農地集約が進むことにより農業経営規模の拡大、効率化を図り農業の生産性を高めることができます。

○農地の遊休化を防止することができます。

※詳しくは、農業委員会事務局または市農業振興課までお問い合わせください。

国が支える。安心が大きくなる

担い手 積立年金 【愛称】

農業者年金

地域の農業を支える農家の皆さん
農業者年金に加入しませんか？

農業者の方なら広く加入できます。

支払った保険料は全額社会保険料控除できます！

◆加入要件

年齢要件	20 歳以上 60 歳未満
国民年金の要件	国民年金の第 1 号被保険者 (ただし、保険料納付免税者でないこと。)
農業上の要件	年間 60 日以上農業に従事する者

農業者の
後継者・配偶者も
加入できます。

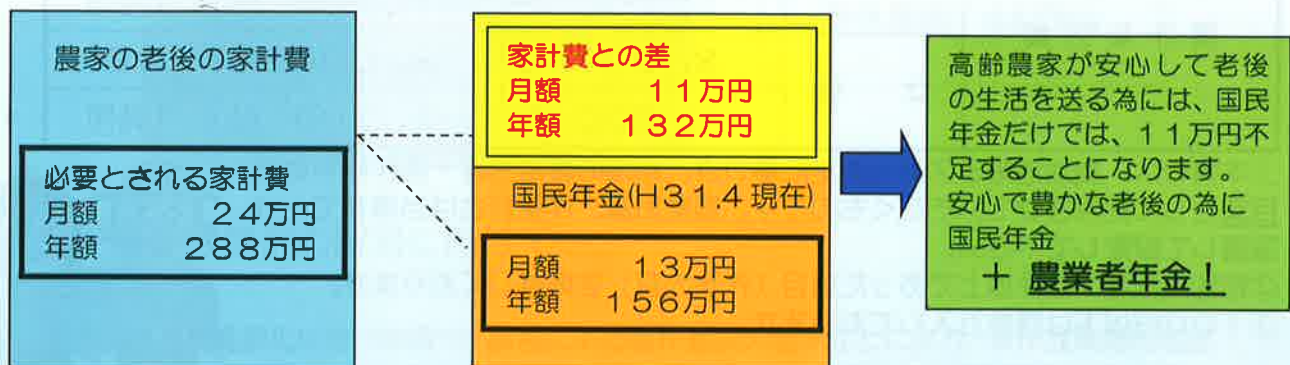
認定農業者やその家族
の農業者には国庫補助
があります。



現行の農業者年金は積立方式ですので、旧の賦課方式（国民年金等、受給者に支払う年金額を現役世代の保険料で賄う方式）と異なり、加入者の支払った保険料は、将来自らの年金給付に使われます。

また、農業者年金は原則 65 歳から終身（生涯）受け取ることができ、80 歳までの保証付きです。

◆農家の老後の家計費と国民年金との比較（夫婦 2 人）



*データ提供 農業者年金基金

※詳しくは農業委員会事務局までお問い合わせください

田から畑へ転換される際は届出が必要です

長浜市農業委員会では、優良農地の確保と近隣農地等への被害の防止を図ることを目的に田畑転換（田を畑に転換、畑を田に転換）をされる場合、届出の提出を求めています。

届出内容によつては、詳細な営農内容の聞き取りを行うことがありますので、田畑転換を計画される際は、事前に農業委員会へご相談ください。

農地を転用する場合には農地法による手続きが必要です

農地を農地以外の目的（宅地・駐車場・資材置き場等）で転用される際には、農地法に基づく申請（市街化区域の場合は届出）が必要になります。万一、無断で農地を転用すると、農地法の罰則規定が適用される可能性があります。

また、転用許可には、他法令の許可が必要になる場合もありますので、農地転用を計画される際は、事前に農業委員会へご相談いただき許可条件等ご確認ください。